官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
一　○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一〇）
〔その他告示〕
二　○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務一三六）
○セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三一）
○セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三二）
○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（厚生労働二九七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六七九～一六八一）
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一六八二）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一六八三）
三　○農薬を登録した件（同一六八四）
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（国土交通一〇〇七）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二五三）
四　○道路に関する件（近畿地方整備局一〇四、一〇五）
○道路に関する件（四国地方整備局六一）
〔国会事項〕
五　〔人事異動〕
内閣　警察庁
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
六　労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示二）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一二九～一三一）
〔公　告〕
七　諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

内閣官房令

○内閣官房令第十号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十一月十一日　内閣総理大臣　高市　早苗

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　地域未来戦略本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの	六　新しい地方経済・生活環境創生本部及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの
［七・八　略］	［七・八　同上］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百三十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十一日

法務大臣　平口　洋